



●はじめに

1年前の機関紙 No. 35を振り返っていると、「能登半島地震」に言及し、半島での被災の怖さについて記しています。

そのような中で開業を迎えた金沢～敦賀間の北陸新幹線開業は、「復興新幹線」とも位置付けられるものであり、北陸はもちろんのこと、日本海側の国土軸として、私たちに大きな安心を提供してくれるものでもあります。ただ、その後も大雨被害に苦しみ、今なお多くの方がふるさとへ戻れずにいる状況に、改めて人間では対応できない自然に畏怖の念を感じざるを得ません。

令和7年度のスタートにあたり、当初予算の中には、知事が目指す新たな福井の姿が随所に盛り込まれています。また、その目標を見定めて、組織改正を行っていく柔軟な姿に、改めて知事を中心とする理事者の前向きな力を感じます。紙面の都合で、伝えたいことの一部のみの掲載であることが残念ですが、ご一読いただき、ご意見等頂戴いただければ幸いです。



令和7年度当初予算案 重要ポイントと概要

「ふくい新時代」を拓く ～開業2年目、福井県のさらなるステップアップを目指して～
一般会計 **5,017億円** (対前年度比 0.6%減)

その重点ポイントは大きく5点です。 代表的な事業のみ紹介させていただきます。

1 次世代にも選ばれる福井の実現

- 県内定着の促進
 - ・ 県立大学地域政策学部(仮称)開設事業(1億1,400万円)
 - ・ 県内大学への進学者応援事業(1億円)
- 魅力ある仕事の創出
 - ・ 成長産業立地促進補助金 (制度設立)
- 結婚・出産・子育て応援
 - ・ すみずみ子育てサポート事業(1億円)



2 開業1年後の現状を踏まえた対策

- 県内への誘客促進(インバウンド対策)
 - ・ 世界に向けた観光コンテンツ発信事業(7,900万円)
- 開業効果の県内全域への波及
 - ・ 敦賀・若狭エリアのブランド力向上による宿泊観光促進事業(4,600万円)



3 人手不足克服に向けた対策

- 各業界における人手不足対策
 - ・ 路線バス維持・確保緊急対策事業(3億4,000万円)
- 外国人材の受入強化
 - ・ 外国人総合相談体制強化事業(2,400万円)



若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト
候補地一例

4 長期ビジョンの推進

個性を伸ばす (人材力)

- 未来を創造する人材の育成
 - ・ 大阪・関西万博こども招待事業 (1億 4,000 万円)
 - ・ 校内サポートルーム設置事業 (1億 3,000 万円)

成長を創る (産業力)

- 希望あふれる次世代の担い手を育成
 - ・ 第二ふくい園芸カレッジ・園芸 LABO の丘整備事業 (7,900 万円)
- 魅力と活力にあふれる農山漁村コミュニティの維持
 - ・ イルカ被害対策事業 (2,800 万円)

楽しみを広げる (創造力)

- 文化芸術の強化
 - ・ ふくいの文化芸術創造発信事業 (7,900 万円)
 - ・ 美術館・博物館の機能強化に向けた基本計画策定事業 (2,600 万円)

住みやすさを高める (地域力)

- 全世代のチャレンジ・活躍を応援
 - ・ シニアチャレンジ応援事業 (2,300 万円)
- 医療・福祉の充実
 - ・ 医療的ケア者グループホーム支援事業 (制度創設)
- 脱炭素社会の実現
 - ・ 県有施設照明 LED 化事業 [債務負担行為] (11 億 9,300 万円)
- エネルギーを活用した地域の活性化
 - ・ 原子力リサイクルビジネス推進事業 (10 億 4,200 万円)

ともに進める (総合力)

- 官民共創による課題解決
- 便利でやさしい DX による県民とのつながり創出

5 社会基盤等の整備・維持

- 道路・河川等の社会基盤の整備 (540 億 1,800 万円)

組織改正の6つのポイント

1 「ふくい新時代」を拓く観光誘客を加速

- ・ 「インバウンド交流課」を新設し、インバウンド誘客を強化。
- ・ 「観光誘客課」「観光政策課」を新設し、基盤づくりを推進。嶺南地域の観光は、嶺南振興局に対応を移す。

2 若者・子育て世代の県内定着を促進

- ・ 移住定住促進業務などを交流文化部から「未来創造部」に移管。人口戦略を一元的に未来創造部で行う。
- ・ 「副知事」をトップとする「ふく育推進チーム」を設置し、ふく育県をステージアップさせるための施策を検討。

3 複合化・複雑化する医療・福祉ニーズへの対応

- ・ 「健康福祉部長」に医師を登用し、「地域生活支援室」を新設。・ 「障がい福祉・精神保健相談所」を開所。

4 時代に合わせた個別最適な学びを推進

- ・ 「教育 DX の推進室」を新設。デジタル教材を活用し、学びを変革。・ 「教職魅力発信ディレクター」を登用。

5 安心して暮らせる社会インフラを確保

- ・ 「上下水道室」を新設。「ドローン活用ディレクター」を登用。・ 「施設長寿命化グループ」を新設。

6 多様な人材が活躍できる県庁を実現

- ・ ディレクターを「知事直轄」に変更。
- ・ 8名のディレクターが担う知事特命プロジェクトを進行管理する「県庁ディレクター応援プロデューサー」を設置
- ・ キャリア形成を応援、外部人材の積極登用。
- ・ 職種を超えた地域おこし協力隊を 20 名から 33 名に増やし、県内定着率 2/3 を維持する。
- ・ 女性管理職の登用促進。・ 女性職員の登用拡大と職務拡大

福井県庁働き方改革 “Life Style Shift”

代表質問の中から



今回の代表質問の内容項目は、右記のように、8視点、13項目となりました。質疑の内容については、下記のQRコードで、県議会の「民主・みらいホームページ」につへアクセスしてください。



【福井県議会 民主・みらい】
令和6年度2月定例会
<https://fukuikengikai-miraikaiha.jp/digest/225/>

1 知事の政治姿勢	① 北陸新幹線小浜先行開業への見解 ② 令和7年度当初予算への知事の思い ③ 関西電力ロードマップ（中間貯蔵施設）の実現可能性 ④ 人口減少対策
2 行財政改革について	① 地方財政
3 交通政策について	① 路線バス運転手の待遇改善支援 ② 二次交通の効果検証
4 福祉行政について	① 地域福祉支援計画 ② 子ども家庭センター
5 交流文化行政について	① 福井アリーナの方向性
6 産業行政について	① 高付加価値企業誘致のメリット
7 農林水産行政について	① コメ不足と生産基盤強化
8 土木行政について	① 街路樹の管理と対策

一般質問質疑の中から



今回は、一般質問として、3項目を取り上げました。いずれも重要なものばかりですが、紙面の都合で、一部のみの掲載となります。県議会のホームページ（QRコード）で、記録と動画をご覧いただければと存じます。



YouTube
【福井県議会 民主・みらい 北川】
令和6年度2月議会

1 養護教諭の現状と今後の方向性について	(1) 養護教諭の精神的、肉体的にも逼迫した勤務の状況と対応 (2) 他府県の状況と、本県の取組み (3) バランスとスクラップ&ビルドを意識した教育行政の在り方 (4) 教員の職務の3分類14項目に向けた本県の取組み
2 「放課後児童対策パッケージ2025」、「福井県子ども・子育て応援計画(案)」と「放課後等デイサービス」について	(1) 本県のサマー学童と長期休暇中の昼食支援 (2) 本県の民間学童の現状と本県の取組み (3) 「放課後児童対策パッケージ2025」における「放課後等デイサービス」の位置づけ (4) 福井県子ども子育て応援計画(案)における「放課後等デイサービス」の位置づけ
3 いじめ重大事態対応における準備体制について	(1) 重大事態ガイドラインの実行 (2) スクールロイヤー制度の現状と今後の方向性

1 養護教諭の現状と今後の方向性について

原則として学校に一人しかいない「事務職員」「栄養教諭」「養護教諭」職員、いわゆる「ひとり職」の職員の勤務はとても厳しいものです。ここでは、養護教諭について取り上げました。

命や身体に関わる大きな判断を求められる養護教諭に気の休まる時間は皆無であるといっても過言ではありません。にも拘わらず、国の配置基準では、養護教諭は全学年で3学級以上の小中学校に配置されることとされており、基本的に「ひとり職」となっています。

ただ、中日新聞の調査によると、全国47府県と20政令都市の教育委員会の9割以上が養護教諭の複数配置が必要であると考えていますし、8府県と7市が養護教諭を追加で配置しており、複数配置を実施している自治体が少しずつ出てきています。一方、福井県の場合、複数配置となっているのは8校のみです。また、保健室は不登校児童生徒の居場所であり、いじめ等から自分を守る子どもたちの駆け込み寺的な場でもあります。それだけに、ゆとりをもって子どもたちに向き合い、個に応じた相談等をができるようにする必要があります。

質問

- ① 養護教諭の精神的、肉体的にも逼迫した勤務の状況をどのように認識し、負担軽減のためにどのような対応をしているのか伺う。
- ② 他府県では独自の配置基準を設定している現状に鑑み、国に対し、配置基準の見直しを強く要望し、それが実現するまでの間は本県独自の養護教諭の複数配置を検討いただきたいと考えるが、教育長の考えを伺う。

答弁 【教育長】

養護教諭には児童生徒に対する保健指導をはじめ、健康教育や感染症対策などに加えて、悩みを訴える児童生徒の相談相手になるなど多岐にわたって業務があることは承知しており、子ども

たちの体と心の健康を守る大変重要な役割を担っていただいていると認識している。引き続き様々な観点から養護教諭の負担軽減策を講じてまいりたいと考えている。養護教諭の複数配置については、いわゆる標準法により、児童生徒数とか学級数を基にして算出される。県では国の配置基準に満たない小規模校も含め、養護教諭の全校配置を進めている。また、大規模校については、国の基準を満たす2校に加え、県独自に基準に満たない小中学校6校に対しても複数配置を実施している。さらなる複数配置のためには、教職員定数の算出方法の見直しなど標準法の改正が必要である。県としては引き続き、国に対して、養護教諭も求めた教職員定数の改善を強く要望していく。あわせて、県としても養護教諭の配置の在り方について、他県の状況も見ながら、その方策について検討していく。

所感

保健室は、いろいろな苦しさを抱えた子どもたちの大切な居場所です。そして、そこには一人一人を受け止める養護教諭の存在が不可欠です。増えつつある重大事態事案への可視化された具体的対策が求められる中で、養護教諭の複数配置は、教育行政の姿勢を示す大切で、大変有効なものであるものと考えます。喫緊の課題として取り組んでいただくことを強く求めます。

2 「放課後児童対策パッケージ2025」、 「福井県子ども・子育て応援計画(案)」と「放デイ」について

放課後の子ども達の豊かな時間と安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成するため、また、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するためにも喫緊の課題です。このため、これまで子ども家庭庁と文部科学省では、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための取組を推進してきました。「放課後児童対策パッケージ2025」は、令和6～7年度に集中的に取り組むべき内容についてとりまとめたものです。

質問

- ① 「放課後児童対策パッケージ2025」に「放課後等デイサービス」が含まれていないことについて、その理由をどのように考えているか、県の所感を伺う。
- ② また、「福井県子ども・子育て応援計画(案)」でも、「放デイ」は登場しない。その点においても「放課後等デイサービス」に言及する必要性を感じるが、所感を伺う。

答弁

【健康福祉部長】

「放課後児童対策パッケージ2025」において、国は全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策を挙げている。そして、多様な居場所づくりを推進するため特別な配慮を必要とする児童への対応を施策の一つとして位置づけている。その中で、放課後等デイサービスを含む障がい児通所支援と、放課後児童クラブを並行利用する場合の機関連携などに関して実態調査を行い、ノウハウなどを自治体に周知する予定としている。県としても児童の障がいの程度や本人、家族のニーズなどを十分考慮し、放課後等デイサービスの拡大や、放課後児童クラブも含めた適切な受け入れ場所を確保することが重要であると考えており、市町に対し障がい児の居場所確保について働きかけを行っている。

3月末の子ども・子育て応援計画の策定公表に向け、医療的ケア児も含め、障がいを持った子どもたちが安心できる放課後の居場所づくりを進めていく方針を、県民の方に分かりやすく示していく。

所感

やはり医療的ケアや障がいを持った子どもたちの放課後の居場所という視点が欠落しています。障がいを持った子どもたちも立派な次世代の社会を担う人材です。福井県子ども・子育て応援計画においても、放課後等デイサービスに言及する必要性を強く感じます。



3 いじめ重大事態対応における体制について

文部科学省によると、2023年度に全国で把握されたいじめは73万件余りで、このうち自殺や不登校などの「重大事態」は1,306件と過去最多となりました。そしてその4割近くは「重大事態」になるまで学校がいじめを認知していませんでした。**そのような実態を受けて、文部科学省は対応や調査に課題があるとして、右の資料に示したように令和6年6月19日に、第三者委員会が調査すべき具体例などを盛り込んだガイドラインの改定案を示しました。**

この中で、いじめの疑いがある段階でも「重大事態」として扱い、速やかに調査するため、すべての教職員があらかじめ対応を認識しておくことを求めるなど、平常時からの取り組みも盛り込まれています。

いじめ防止対策推進法の成立から10年が経過するにも拘わらず、学校や教育委員会が問題に真摯に向き合わず、被害を受けた子どもや保護者を一層傷つけるケースがいまだに後を絶ちません。

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について 追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

質問

- ① ガイドラインが示していることの必要性を共有し、着実に実行していくため、県としてどのように市町と連携し、取り組んでいるのか伺う。
- ② いじめられた側の子どもや保護者が法的なアドバイスを受けられる体制を整えるべきと考えますが、現状と今後の方向性を伺う。

答弁【教育長】

今回の敦賀市の事案を受け、改めて先日、市町教育委員会に対して第三者調査委員会の設置や調査を速やかに行えるよう条例の制定、予算措置、組織の設置の準備などを行うこと、またいじめの事案に対する組織的な対応力と指導力向上を目的とした管理職や教職員向けの研修などを積極的に実施することなどについて、改めて伝えたところである。

県のスクールロイヤー活用事業は、公立の小中学校や県立学校において発生した対応困難な事例に対し、学校に勤務する教職員や服務監督者に法的助言等を行うことを目的としており、保護者等が直接相談できる状況等にはなっていないが、法的なアドバイスも含め、引き続き寄り添った対応を行っていきたいと考えている。

所感

先日、敦賀市で令和4年に発生した「不登校重大事態」に対する調査委員会からの報告が公表されました。いじめ発生から3年間、当該校から教育委員会に報告提出からの2年間は、被害者にとって、またそれを支えてきた家族にとって苦しい時間だったことは、容易に予想できますし、その期間もまた、別の意味でのいじめ継続の期間と考えられます。

3月11日の福井新聞デジタルに、被害者の意見書が掲載されました。これまでの苦しさとともに記されているのは、学校現場への提言です。いじめに関しての全ての問題がこの意見書の中に集約されています。教職員・学生はさることながら、多くの方に読んでいただき、自分が傍観者になってしまうことの罪深さを再認識していただければと思います。ただ、掲載が有料記事であるため、読めない方がおられるのがとても残念です。



R7.2.26 一般質問



雑感

「責任の所在」

今回、強く感じるのは「責任の所在」の大切さです。4点のみ記させていただきます。

1

いじめ重大事態についての責任の所在の曖昧さ

校長が代わり、担任が代わり、しかも教育行政のトップである教育長も代わっていく中であって、中学生から高校生という大きな人生の転機にある当事者に、最後まで責任を持って対応する人間が家族を含めた数名しか存在しない現実に愕然とします。責任とは一体どのようなものであり、何をすべきことなのかという点もはっきりしないまま、通り過ぎていこうとしているようにも感じます。是非、次の議会で取り上げたいと思います。

2

今回の議会の中で中心テーマであった使用済み核燃料搬出のロードマップについて

六ヶ所再処理施設が完成の間際にあるのは視察を通して十分に伝わってきました。ただ感じるのはどこまでが企業の責任なのかという問題です。バックエンドという点では、国が責任を持って進めようとしている核燃料サイクルを構築するために不可欠な施設です。中間貯蔵施設、最終処分場、また Mox 燃料への転換、それらすべてを企業に押し付けているようで、国の責任というものが軽いように感じられます。

3

医療的ケアまたそれに付随する放課後デイサービスの問題について

誰が、またどの機関が責任を持って、すべての子供たちの居場所、すべての心身に障害を持った人たちの生活の安心・安全を保証していくのかという責任、特に市町という現場、そしてそれを俯瞰する県の部局の間においても、責任の曖昧さが感じられてなりません。

4

教育という問題の中で大切なのは、公平性なのは言うまでもありません。本来ならば全国のどこに住んでいようと当然同じ質の教育を受ける権利はありますし、それを満たす義務は当然それぞれの自治体が抱えていると考えます。ただ、その財源の差によって思いを遂げられない自治体が少なくないのも当然です。大切なのはそれを明確に示していくことなのだと思うのです。そのためには、もっと透明度を高め、公開することを前提とした教育施策の姿を作り上げていく必要があるように感じます。ただでさえ学校は外から見えにくく閉鎖的だと言われるならば、それを改善していく姿勢が行政に求められるのだと思います。



ホームページ
kitagawa-hiroki.net



あなたの声をお聞かせください

発行責任者／編集責任者 北川博規

【自宅】〒914-0056 福井県敦賀市津内町 1-12-10

【事務所】〒914-0802 福井県敦賀市呉竹町 1-41-15-202

E-mail. h.kitagawa131@gmail.com

TEL.090-1319-6667 / FAX.0770-22-4121

